

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年5月11日（月）午後1時30分開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-3 市の各種計画（将来ビジョン）と区の間わりの確認

13:30

1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

2-3 市の各種計画（将来ビジョン）と区の間わりの確認

◎結論

各所管課長から、各委員から要求のあった資料について説明があり、協議しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、協議事項1、行政区再編協議、行程2、区のあり方の2-3、市の各種計画（将来ビジョン）と区の間わりの確認について、まずは、要求のあった資料について、当局から説明してください。

最初に、ナンバー1の都市計画とまちづくりについて説明をお願いします。

○都市整備部参事（都市計画課長） 配付資料の1の①を御覧いただきたいと思います。

これは、浜松市の都市計画の概要を示した浜松都市計画図です。この資料の時点は令和2年4月1日現在のもので、都市計画については、都市計画法に基づき、図上に赤い点線で示している都市計画区域内において、色がついている市街化区域、それから、白地の市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きといったものや、土地利用の基本となる用途地域等のゾーニングを行うとともに、道路や鉄道などの交通施設や公園緑地などの公共空地、下水道などの公共処理施設など、必要な都市施設を都市計画として定めており、それらを都市計画図としてまとめたものです。

図面の中に凡例として記載していますが、上段の各種区域面積については、行政区域に対して都市計画で定めている各種区域の面積を示しているものです。また、下段の凡例については、用途地域として12の種別ごとに色分けをして示したものです。

○土地政策課長 資料1の②です。浜松市の市街化調整区域における2つの集落制度についての全体の地域指定の図です。

市街化調整区域において一定の条件以上の立ち並びのある既存の集落を機械的に集落指定したものです。

制度としては、平成21年度に市街化調整区域の従来からの集落において、人口減少に対応した集住、

長年居住している地域への定着、地域コミュニティーの維持及び合併により制度がなかったところの制度不均衡の解消を目的に、市街化調整区域における大規模既存集落制度を改正したということ。

もう一つ、市街地縁辺集落制度については、同じく大規模既存集落のうち、市街化区域近隣で集落性道路や下水道などのインフラの整備が市街化区域と同等に整っているところ、後は、農業振興等、他の施策との整合が整っている土地について、制度緩和として制度化したものです。

○市民部次長（市民生活課長） ③の空き家問題の現状と今後の対策について、現状（１）空き家数は、平成30年住宅・土地統計調査における利用目的のない一戸建ての空き家は1万2500戸であり、増加傾向です。

（２）指導等は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不適切な空き家の所有者に対して啓発を行うとともに、危険性の高い空き家等については特定空家等に認定し、指導勧告などを行っており、令和2年3月までの特定空家数は41軒です。また、指導等への措置が履行されず、倒壊など著しく危険性の高い特定空家等に対しては、法において代執行することができるとされており、略式代執行3件を行いました。

1つ飛びまして、今後の対策としては、引き続き法に基づく啓発、指導等を行うとともに、高齢者宅を訪問し、相続や資産管理等について啓発する事業を包括連携協定を締結している浜松磐田信用金庫と協働で実施します。また、令和2年度には危険な空き家となる前に所有者の自主的な解体を促進するため、解体費用の一部を補助する制度も創設しています。

○高林修委員長 ナンバー1、都市計画とまちづくりについて当局から説明がありました。

先ほどの進め方で申し上げたように、資料請求された松下委員から、資料の請求趣旨を説明してください。

○松下正行委員 ①から③まで説明していただきました。今回は2-3の市の各種計画ということで、今後、区の再編になるかならないか分かりませんが、議論していく中で、浜松市のまちづくり、土地に関する制度、空き家等々、特徴的なものの現状を確認する意味で、また、この後出てくる交通についても、非常に重要な案件だということで資料請求させていただきました。

○高林修委員長 ナンバー1、都市計画とまちづくりについて、当局及び松下委員に対しての質疑、意見を求めます。

○酒井豊実委員 資料1-③で空き家なのですが、市全体をつかまえて数字が紹介されていますが、区制ということですので、区別のデータは公表されたものがあるのでしょうか。

○市民部次長（市民生活課長） 簡単に紹介させていただきますと、1万2500戸のうち、多いのは中区と天竜区です。中区は2970戸、天竜区は2790戸となっています。

○酒井豊実委員 今の数字を聞いて、自分も見た覚えがあるなと思いながら、もう1回区別に確認をしていく必要があると思いましたので伺いました。中区と天竜区での発生原因、理由についても、区の特徴として、どういう住居形態のものが空き家になっているのかということも把握する必要があるのかなというふうに思います。意見です。

○高林修委員長 空き家問題について追加の御質問、御質疑があればおっしゃってください。

では私からすみません。おおよそ3000戸の区が2区あるということですが、できたらほかの区も全部言っただけであればありがたいのですが。

○市民部次長（市民生活課長） 中区が2970戸、東区が1020戸、西区が2130戸、南区が1120戸、北区が1480戸、浜北区が1030戸、天竜区が2790戸ということになります。

○高林修委員長 先ほどの酒井委員の御発言の中で、区ごとの特徴というお話もあったのですが、可能な範囲で結構ですので、区ごとの特徴というのはあるのですか。

○市民部次長（市民生活課長） 単純に中区と天竜区がほぼ同じ数ということなのですが、中区の場合は母数が多いということが一つの要因です。天竜区のほうは、やはり人口減少が要因となっていると考えています。

○小野田康弘委員 今、状況を確認しましたが、発生率が高い区はどこか分かりますか。

○市民部次長（市民生活課長） 発生率としては、天竜区が高い数値となっています。19.4%ということになります。

○小野田康弘委員 ついでに一番低い区はどこか教えていただけますか。

○市民部次長（市民生活課長） 東区で1.8%です。

○高林修委員長 それでは、資料1について御質疑のある方いらっしゃいますか。

資料請求された松下委員にお伺いしますが、趣旨は先ほどお聞きしたのですが、改めてこの資料が出た結果、何か感じられるというか、御発言いただくところがありますか。

○松下正行委員 まず、①の都市計画の概要というところで説明はなかったわけですが、用途地域が12種類あります。それで、今現在は地元の市民、住民が用途変更してくれという要望をかけても、実際にはなかなか難しいのが現状だと思えますが、そこら辺の内容を説明してほしいと思えますが、いかがですか。

○都市整備部参事（都市計画課長） 都市計画については手続がありまして、原案を作成して、国あるいは県との下協議を経て市民への説明をします。その上で、原案が確定した段階で、原案の閲覧、それから公聴会を開催するといった経過を踏まえます。その後、最終的な都市計画案ができた段階で、また案の縦覧という手続を踏んだ後に都市計画審議会、それからまた、国・県との正式協議を経て、決定、告示ということになってまいります。住民からの提案については、制度的に都市計画法に確立されておりまして、今言った手続の前段階において、地域、土地所有者等から提案を受けて、その提案用件の確認をした中で、提案として受理するか否かを庁内で確認します。その上で都市計画決定、あるいは変更する必要があるかどうかについて、提案等措置検討会議の中で判断をしていきます。そういった流れがトータルとしてあって、それぞれ市民の方からの提案を受けてやる場合もあるという中で、都市計画については進めているところです。

○松下正行委員 現状は住民が用途変更をしていこうといううねりと言いますか、そういうものがあまりないと記憶しているわけですが、これから5年先、10年先を見据え、先ほど説明いただいた大規模既存集落制度、縁辺集落制度、市街化区域、市街化調整区域、都市計画、12の用途地域がある中でまちづくりをするためには、現状の土地を市民、住民がどのように考えて、自分たちのまちづくりは自分たちが主体としてやっていくと考えていってもらうための重要なポイントになると思って資料請求もさせていただきました。

今、説明をしていただいたのですが、本当に浜松市民の多くの方に現状を知ってもらって、自分たちで自分たちのまちづくりをしっかりとやっていくという方向性に、この区の再編の議論の中で考えていただければありがたいと思いました。

○鈴木育男委員 浜松市の都市計画は、たしか昭和47年の時点で大体の線引きが決まって動き出したと思います。あと、西遠広域や浜北とか向こうのほうも、決まってきたのは大体同じ時期ですね。それで、合併して、後から区の線引きがされたという話になってくる。その間、合併して区の線引きができ

たときに、例えば都市計画というまちづくりについて、行政部門として区の境を意識したかどうかだけ確認したい。

○都市整備部参事（都市計画課長） 都市計画区域については、合併の際には、委員がおっしゃられたように西遠広域都市計画区域、奥浜名湖広域都市計画区域、三ヶ日都市計画区域、天竜都市計画区域という4つの都市計画区域がありました。それらについて、合併に伴い、平成19年に一つの都市計画区域として浜松都市計画区域を定めたという経過があります。都市計画区域というのは、市町村の行政区域にとらわれずに、自然的、あるいは社会的条件、それから人口、土地利用、交通量、都市施設の配置といった様々な観点で一体の土地として整備、開発、保全をするという区域を都市計画区域と定めています。基本的に行政区にはとられないというのが都市計画の考え方になります。

○鈴木育男委員 では、都市計画に関しては行政区にとらわれず、今までの経緯から何からに従った中で考えていくということでもいいですね。その確認だけです。

○都市整備部参事（都市計画課長） そうです。

○鈴木育男委員 分かりました。

○酒井豊実委員 今、鈴木委員からもありましたが、合併前に天竜市の議員をやっていた経験がありますので、都市計画区域、あるいは区画整理、用途地域の指定等、いろいろ苦難の歴史を経ています。合併前のそれぞれの市町村のまちづくりの核としての在り方を中心に議論した経過はあると改めて思います。

大規模既存集落と市街地縁辺集落についてお伺いします。交通だとか居住、防災上の問題など、いろいろ不具合、見直すべき内容が出てきていると認識しています。今回のペーパーは現状の指定の範囲で出ていますが、これに対して見直しや今後の方向性は具体的に出ているのか確認します。

○土地政策課長 市街化調整区域における集落制度のうち、大規模既存集落制度については、ある程度認知されているものと考えています。市街地縁辺集落制度については、コンパクトシティ、立地適正化計画、溢水区域等という議論もありますので、拡大は当然考えていませんが、どのような区域を外すべきかとかについては、まだ検討中です。方向としては、見直していくことは考えています。

○酒井豊実委員 確認ですが、市街地縁辺集落制度の見直しという話が今出たと思いますが、それはどういう計画、プランの中に含めての見直し、協議、議論ということなのか。また、スケジュール的なものも現状持ち合わせているのか確認します。

○土地政策課長 プランについてですが、実は今年初め頃に国土交通省から都市計画法第34条第11号の計画について、災害に強いまちをつくるということで、溢水区域等について、第11号以外でも、開発できる区域、できない区域を明確にしましょうという考え方が打ち出されましたので、改めて検討していきたいと思います。ただ、いつやりますという話については、国の方向性を確認して動き出しますので、今は申し上げにくいところです。

○太田康隆委員 都市計画の関係で、資料1-①に基づいて確認させていただきます。令和2年4月1日現在の行政区、浜松市の市域は1558平方キロということです。このうち都市計画がされている、いわゆる都市計画区域は514平方キロということで、市域のおおむね33%が都市計画法上、都市計画区域に入られているということで、残り67%については、いわゆる無指定、都市計画区域外ということでよろしいですね。

○都市整備部参事（都市計画課長） そのとおりです。

○太田康隆委員 そして、都市計画域514平方キロの中の市街化区域は98平方キロ、調整区域が415平

方キロということで、この市街化区域98平方キロのうちほぼ全ての面積が用途地域の指定がされているという理解でよろしいですね。

○都市整備部参事（都市計画課長）　そうです。

○高林修委員長　ほかはよろしいでしょうか。

それでは、1の都市計画とまちづくりについては、まずはここまでといたします。

次に、ナンバー2、交通政策について、当局からまず、資料に基づいて説明をお願いいたします。

○都市整備部次長（交通政策課長）　資料2-①公共交通の現状について御説明申し上げます。

左の図の公共交通ネットワーク図を御覧ください。

これは、平成22年に策定した浜松市総合交通計画の中の基本となる交通の方針として、将来公共交通ネットワークにおける基幹路線、準基幹路線、環状路線の案と交通結節点を示したものです。基幹路線は赤の太い実線で、準基幹路線はオレンジ色の実線が都心・市街化区域、破線が郊外・中山間地域を示しています。環状路線は紫色の破線で、JR高塚駅、遠鉄上島駅、JR天竜川駅を結んだ線を示しています。

基幹路線とは、都心と各拠点などを結ぶ路線で、輸送力、サービスレベルの高い路線となります。準基幹路線とは、基幹路線上に位置しない拠点や主要な施設の連携を向上させるために各拠点などを結ぶ路線となります。環状路線とは、基幹路線及び準基幹路線の間を結ぶ環状方向の路線となります。

次に、右側の地域交通の先進事例を御覧ください。

現在、自動運転やMa a Sなど、新たな技術やサービスが実用化に向け大きな変革期を迎えています。Ma a Sとは、公共交通を一つのサービスとして捉え、検索、予約、決済等も一連の行為として利用できるようにする概念を指すものです。Ma a Sについては、地域別のモデルとして、都市型、地方都市・郊外型、観光型などに分けられ、現在、県内でも静岡市や伊豆市などでモデル別に実証実験が行われています。

次に、地域バスにICTシステムを活用した事例を御覧ください。

北区引佐地域と細江地域の一部を対象に地域バスのいなさみどりバスへのICTシステム導入により、利便性の向上や利用者の増加を図り、収支改善と持続可能な公共交通の在り方を探るため、平成30年3月より令和2年9月までの実証運行に取り組んでいるところです。これまでは、バスはルートが決められ、そのルート上にしかバス停を設置できませんでしたが、この仕組みでは、バス停のみ設置し、利用者が乗りたいバス停と降りたいバス停を指定することでシステムがほかの利用者の予約と組み合わせながら自動的に運行ルートを決めるもので、バスとタクシーの中間のような運行方法となっています。

○高林修委員長　それでは、2の公共交通の現状について資料請求をされた松下委員から、資料の請求趣旨を説明してください。

○松下正行委員　先ほども少し話をさせていただきましたが、浜松市の今後のまちづくりを考えると、人の移動、また公共交通の維持、そして現在の公共交通の分担率の向上ということを見ると、この公共交通は浜松にとっても非常に重要な内容ではないかということで、現状と先進事例について資料請求させていただきました。浜松市民の皆さんが地元の交通としてどういう交通がいいのか、また、浜松市全体の公共交通としても、今の電車、バスをどのようにしていくのがよいのか、Ma a Sという次世代の公共交通も出てくるわけですが、そういったものも含めて市民の皆さんと浜松市、議会と一緒に浜松市らしい公共交通が維持向上されることを願って資料請求させていただきました。

○高林修委員長　それでは、資料2-①と今の松下委員の請求趣旨をお聞きになった上で、御質疑の

ある方いらっしゃいますか。

○酒井豊実委員 図の中で総合ターミナルが文字どおり浜松駅中心の1か所と、あと、ミニバスターミナルが赤い升で数えると10か所、拠点となるとところは合わせて11か所と読み取りましたが、これはほぼ現在の7つの区に符合すると思うのですが、区の拠点とか区の中核とか、そういうところを併せてこの公共交通のネットワークを策定されてきたのか確認します。

○都市整備部次長（交通政策課長） 平成22年に策定したときには、区の拠点を踏まえながら、選定したということも伺っていますが、現在、都市計画マスタープランと総合交通計画の見直しを進めており、その中で、区の境は特別意識しない形で拠点を決めていきたいと考えていますので、立地適正化計画における居住誘導区域や都市計画マスタープランで検討中の拠点を結んだネットワークについて、今後は検討してまいりたいと考えています。

○酒井豊実委員 平成22年策定ということですから、その前段階での数年間の様々な協議が市民含めであったものと考えますが、これをさらに絞り込んでいくということになると、いろいろ寂しいところも出てくると改めて思いました。

浜松駅を中心とした放射線状の公共交通ということがはっきりと読み取れますが、三ヶ日方面あるいは庄内半島から水窪の山間地まで含めた居住地域の中で、広大な公共交通の空白地域がはっきり出ていますが、この地域についての公共交通のネットワークは平成22年の時点では書き込めなかったということか。また、今後の方向性として、何かその辺について検討中なのか確認させてください。

○都市整備部次長（交通政策課長） 今御説明した図は、基幹路線、準基幹路線を主に表したものですので、この当時もそれぞれの公共交通空白地域については、合併前の旧市町村単位が主になりますが、地域バスを走らせており、現在でも走っている状況です。

○酒井豊実委員 地域バスにICTシステムを活用した事例が記載されていますが、こういう地域バスという交通システムは、周辺地域だけに係るバスシステムなのか。それとも都市計画区域の中にも該当するものがあるのか確認させてください。

○都市整備部次長（交通政策課長） 都市計画区域の中でも公共交通空白地域、庄内地域であったり、南側の海沿いのほうにもありますので、地域の方の御要望があれば、ICTシステムを取り入れた地域バスを今後運行していくという可能性もあるかと思えます。

○酒井豊実委員 その地域バスですが、これは市域全体で統一の基準になっているのか。それとも、地域ごとに特性を持たせてやられているのか。

○都市整備部次長（交通政策課長） 平成22年に策定した計画が最新のものですが、これは全市統一という形で地域バスのルールが決められています。今見直しをしていると先ほど説明しましたが、令和2年度末に公表していく予定で動いています。その中では、地域ごとに若干差をつけた形についても検討しているところです。

○酒井豊実委員 分かりました。

○小野田康弘委員 地域バスICTシステムを活用した事例ということで、現在実証実験中ということですが、導入しての結果というか、どのようなメリットが出ているかということが分かれば教えてくださいませんか。

○都市整備部次長（交通政策課長） このシステムは、まず登録をしないと利用できないわけですが、令和2年1月時点の数字を申し上げます。登録者が919名、そのうち利用された方が362名です。そのうち70%が65歳以上という形になっています。総利用者数が5474人ということで、1日当たり14.9人が利

用されています。

予約状況としては、約月400件の予約があり、そのうち予約の成立したものが300件程度で、約8割で予約が成立した形になっています。

このICTシステムを利用する前と比べますと、かなり利用者数が増えたような状況になっています。

○小野田康弘委員 引佐地区北部のほうで実証実験をやっていると思いますが、ほかにどこか導入する予定はありますか。

○都市整備部次長（交通政策課長） 今、具体的に決まっているところはありません。

○高林修委員長 2—①交通政策について御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 要求資料のナンバー順には協議をいたしませんので、恐縮なのですが、ナンバーの6から9までについて、要求された太田委員から、資料の請求趣旨を説明していただきたいと思います。

○太田康隆委員 それでは、資料を請求した趣旨を述べさせていただきますが、資料9のほうから説明させていただきたいと思います。

今回、行程表2—3で私たちが捉えていくのは、市の計画と行政区がどんな関連づけになっているのかということ、それから、その項目の最後のところに米印で、地域の特性、浜松の特性といったものも計画とか区の関わりを考えながら捉えられればいかなどという、それが2—3の目的だと思っています。

資料9は、私たち議員に当選当初配られる市議会の関連例規集、書式集の94ページから104ページです。100ページを御覧いただきたいのですが、浜松市計画一覧ということで、市の最上位計画は当然、総合計画ということになります。その総合計画から各計画がどういう関係になっているかということをご示しているわけです。総合計画ができた都度、計画の巻末に、その時点でのぶら下がっている各計画について記載してあるのですが、それがここで書かれているということになると思います。

平成17年の合併当時の総合計画は、おおむね10年を計画期間として定めていて、議会の関与は基本構想の議決ということですから、総合計画の策定は、全く市の執行部の専権事項になっていて、議会の関与は基本構想を議論するだけだったわけです。それで、当時、合併直後ということもあって、総合計画の策定とか各種計画のどういう形で意図されているとか、そういうこともしっかりと議会が関与していったほうがいいのではないかという議論があって、資料の94ページ、浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例を平成20年6月12日に、浜松市議会の議員提案で制定したわけです。これは、今申し上げたように基本構想だけが議決事件になっていましたので、第2条のところにあります。市政に関わる重要な計画、いわゆる基本構想、基本計画、それから実施計画及び市の基本的な施策に関する計画等についても議会として関わったほうがいだろうということで、当局の御理解をいただきながらこの条例を制定していったということです。

第3条ですが、議会の議決としては、市長は、基本構想、または基本計画の策定・変更・廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないということで、この内容について議決事件とした。それから、議会への報告ということで、第4条ですが、市の基本的な施策に関する計画等について、第2条でどういうものを言うか申し上げましたが、そういった基本的な施策に関する計画等についても、策定または変更しようとする場合においては、当然、市民からパブコメをやったりするわけですが、そうした内容を所管の常任委員会に報告しなければならないということにさせていただいたわけです。

したがって、実施計画とか基本的な施策の策定・変更・廃止についても遅滞なく、議会に報告していただくということで、今この条例に基づいてそれぞれの常任委員会に関連する重要な施策とか計画につ

いて報告されているということだと思います。

また、100ページに戻っていただきたいのですが、今、浜松市では、浜松市未来ビジョンということで、これまで10年を一つのくりでやってきたものを最新の2015年からの基本構想においては30年後の浜松を見据えたビジョンを掲げようと、1ダースの未来ということで、皆さんと議論して決めたわけです。それに基づいて、未来ビジョンの推進プランを10年ごとにつくっていきましょうと、これがいわゆる基本計画に相当するところです。

その下に分野ごとに個別の計画がぶら下がっていて、毎年策定するのが戦略計画という位置づけになっていて、次のページ以降が個別計画の一覧表です。総合計画にぶら下がっている個別計画は、まず、左のインデックスに分野がありますが、例えば産業経済でいいますと、レベルとしては、構想があつて、基本計画があつて、実施計画があるというような三段構えになっています。その下へ行きますと、子育て・教育の分野、安全・安心・快適の分野、環境・エネルギーに関するもの、健康・福祉に関するもの、文化・生涯学習に関するもの、地方自治・都市経営に関するものというような形で様々な計画、あるいはビジョンが制定されているということです。

これらを見ていきますと、浜松市全市をまず一つの都市として考えて計画されているものも当然ございますし、それから、市民は住居地に住んでいるということが大前提ですので、その住んでいる人に着目して計画ができていたというようなものもあります。ですから、市全体的なものから個別の地域に関わるものまで様々なレベルで計画がつくられているということです。

総合計画についても、前回のときは明らかに地区計画ということで、行政区ごとの計画なども定められています。ここでは、そこにはあまり触れませんが、全市的な視点で考えていくものの一つの特徴的なものとして、先ほど来、都市計画のことが出ておりましたので、都市計画でいいますと、浜松都市計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、それから、都市計画マスタープランといったものによって、浜松市を一つの都市として考えて、どのようなまちづくりをしていくかということがうたわれているということで、最初に資料6の都市計画マスタープランに触れてみたいと思います。

お手元に配付されている資料は概要版ですが、先ほど、そもそも都市計画の区域はどうかということでも質問させていただきましたが、浜松市の森林面積は68%なのです。これは、全国の平均的な、よく国土縮図型の都市だと言いますが、まさしく国土縮図型の都市だろう。市域面積のうちの約33%が都市計画区域として指定されていて、市街化区域は、先ほどの説明でもありましたように、98平方キロということで、市域面積の割には市街化区域が狭いというのがよく言われることなのです。この浜松市都市計画マスタープランの特徴は、資料を見ていただくと分かるように、基本の理念がありますが、拠点ネットワーク型都市構造ということをやっているのです。この拠点というのは、いろいろな性格で区別されていますが、一つは合併前の役場のあった地域がいわゆる市民の暮らしの拠点でありましたし、また、交通の結節点なども、産業交流であったり、観光交流の拠点であったり、様々な拠点をネットワークで結んでいくというのが、浜松市の都市構造の基本的な考え方であろうということです。

この都市計画マスタープランの中でも区別のまちづくりの考え方ということで、都市計画は本来、浜松市全体を一つの都市として考えて計画するわけですが、先ほど申し上げたように68%は山林、しかも同じぐらいの比率が都市計画区域外になっているわけです。都市計画区域は33%で、その中を用途地域の指定をしたり、都市施設の指定をしたり、都市計画道路を造ったりということになっているわけです。それから、人が住んでいる地域地域を一つの拠点と考えて、それぞれ区別のまちづくりについてもしっかりとうたっているというふうな理解をしています。あまり詳しく申し上げるとあれですが、そういう

ふうに私としては見ているということで、この資料で確認をさせていただきました。

それから、子ども・若者の支援プランについても、浜松市全域として考えていく領域のものと地域で住んでいる子供たちを捕捉して考えていったほうがいいものがあるということです。その一例を申し上げますと、支援プランの35ページですが、事業の提供区域として、例えばナンバー3の放課後児童健全育成事業について、行政区を一つの提供単位と考えて、小学校区ごとに実施している放課後児童健全育成事業について、必要量を計測、捕捉していくと。その後のページ、44ページ、45ページに出てきますが、中区における放課後児童健全育成事業の量の見込み、確保している内容、東区における量の見込み、確保している内容というようなことで、各区を一つの単位として補足していく、そういう中で、足りているのか足りていないのかということを考えていくということです。あと細かく触れませんが、そういうように市域全体で考えたほうがいいもの、それから、行政区単位で捕捉していったほうがいいものを上手に使い分けながら、この支援プランもできているということです。

それから最後になりますが、地域福祉計画です。これはこれから高齢化がさらに進んでいく中で、どういう地域をつくっていくのだということになるわけですが、74ページを御覧いただきたいと思います。これが今、地域で包括ケアシステムを構築していこうということで、なかなか行政だけではできない地域を、地域の支え手も含めて支えていこうということでのイメージ図になるわけですが。基本となるのは、やはり中学校区単位ということで、これが一つ大きくなると、次の行政区の単位で把握していくでしょうし、全体的な量としては、浜松市全体で当然見ていくということです。現在、コミュニティソーシャルワーカーも各区に配属されて、そこからの意見に応じて対応しています。それから、地域福祉計画の行動計画を社会福祉協議会が持っているのですが、それも社会福祉協議会のいわゆるセンター、浜松地区センター、西地区センター、北地区センター、浜北地区センター、天竜地区センターとか様々なセンターがあるのですが、必ずしも一つの市全部で掌握するのではなくて、そういう行政のもう一つ小さなエリア、区あたりを一つの目安として把握していくというようなことで、地域がこれから支え手となっていくということからするとなおのこと、人が住んでいる地域をベースにして物事が動いていくということなのだろうと思います。

ですから、浜松の持っている様々な計画、プランと行政区というのがどう関わっていかなければいけないのかということの理解を深める意味で、特徴的な計画について資料請求して、説明をさせていただいたということです。具体的な深掘りはまだこれからの話です。

○高林修委員長 ありがとうございます。

太田委員から丁寧な説明をいただきましたが、太田委員の6から9までの資料ごとの説明を当局のほうでお聞きになって補足とかありましたらおっしゃっていただきたいと思います。全くそのとおりということでもよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 すみません、私のほうからなのですが、太田委員、マスタープランの一番最後のページで区別まちづくりの考え方というのがありますが、ここに今、言及されなかったのですが、ここは別に言及されなくていいのでしょうか。

○太田康隆委員 区の議論をしていくときに、どういう区が適正かということ、この後の2-4でまた議論していくと思います。とりあえず、浜松の特徴は何かという、先ほどのマスタープランのときに68%は山林だというようなこととか、旧浜松の場合、市街化区域が浜松駅を中心に、道路にしても何にしても、全て放射線状にまちが発展してきたという歴史を持っています。そういう歴史的な前提と、

それから、政令市に移行するときに人為的につくった区があります。ですから、もしそのときに、例えば違う区にしていたとするのだったら、このマスタープランも、その違った区を前提にしてつくられているので、僕はあまりそこを強調しないほうがいいと思ったものですから。いずれにしても、この区も人為的につくったとは言いながら、全く根拠がないわけではないというふうには思っていますので、その地域の区別のまちづくりとしてどうなのだというのをこのマスタープランでも総論などで触れている。マスタープランの構成としては、現状と課題が第1章であって、第2章として全体構想があって、第3章として区別構想を持っています。だから、今のマスタープランとしては、少なくとも区別の構想が7区についてあるという理解でいいと思うのですが。違うのでしょうか。

○高林修委員長 都市整備部長、うなずかれていましたが、よろしいですね。

○都市整備部長 今、現状の…。

○高林修委員長 今の現状ではこういうことだよということですね。その確認は大切だと思いますので。

○都市整備部長 はい。

○高林修委員長 それでは、太田委員の説明に関して質疑があればおっしゃってください。

○酒井豊実委員 太田委員の説明の中で、人が住んでいる地域をベースに考えていく云々という表現が2回ぐらい出てきたかと思いますが、この人が住んでいる地域というのは、どういう区域を想定するのかということです。最初に山林の面積ということで、68%とかいう数字もおっしゃられていたわけですが、人が住んでいる地域とは何か。その面積、比率も太田委員のほうでは把握をされているのか伺いたいと思います。

○太田康隆委員 市域の1500平方キロのうちの900平方キロは少なくとも天竜区だと思っています。ではそこに人が住んでいないかといったら、人は住んでいます。どんなに過疎地であっても人は住んでいるわけで、その人が住んでいるところをどうしっかりと支えて地域をつくっていくかということは重要な視点だろうと思いますし、僕は議会で過疎化こそ今、日本の最先端の現象だと何回も発言させていただいたように、過疎化対策をどうやっていくかというようなことは、物すごく進んだ最先端のやらなければいけないことです。高齢化対策と過疎化対策というのは、やっぱり日本が知恵を働かせて一番取り組んでいかなければいけないことだと思うのです。それは、かつて言われていたような国土の均衡ある発展、そこへ道路を通して産業を誘致してやれば解決する話ではないはずなのです。やっぱり人が住んでいる、どうしてそこを離れないで住んでいるかということをしかりと考えていかないと政策を誤ると思います。やっぱり人が住んでいるのには住んでいるなりの理由があるわけですから、そこを大切に、どこかへ移動させて人工的な都市を造るとかじゃなくて、現実を大切に考えていくべきだと思います。

○酒井豊実委員 この子ども・若者支援プランの一番新しい冊子の表紙を見開くと、市長の御挨拶ということの中にSDGsというのがあって、「地球上の誰一人取り残さない」を実現するとあります。まさにその点では、浜松市はもう世界の先進だということも含めたアピールをしているという認識を改めて持ったわけです。このSDGs、誰一人取り残さない、その居住・生活・暮らしを大切にすると、その認識、目標、これは今、太田委員の言われた内容とほぼ同じと考えていいでしょうか。

○太田康隆委員 きれいな言葉で言うのであれば、そのとおりだと思います。

○岩田邦泰委員 すみません、太田委員に聞くべきなのかちょっと分からないところもあるのですが、子ども・若者支援プランの先ほどの35ページ、放課後児童会の事業のところを例として出していただき

ましたが、行政区がここを一まとめにしてやっているのがいいという話なのかなと考えながら、今お話を伺っていました。これは行政区ではなくてもできる話でもあると思って聞いておりました、行政区単位にしたほうがいいという、何か理由があるのかお伺いします。

○太田康隆委員 まず、放課後児童会は、今、委託方式と補助方式の2つの方式でやっていて、委託方式に切り替えていきたいということになってはいますが、その制度とか組織とかは、地域地域によって本当に考え方が違うと思うのです。それは、ずっとたどっていくと、結局、旧浜松であっても市町村合併を繰り返してきましたので、そういう地域の特徴的な考え方というのはなかなか変更できない。それを無理に統一しようとするとうまくいかないわけです。今、旧浜松市は補助方式でやっていたのだけれど、それを旧浜北市がやっていた委託方式に切り替えていこうということになっているわけです。でも、それは画一的な委託方式ではなくて、多分、地域地域に合った方式で考えていくと思います。そのときに、必ずしも市で一つではなくて、その下である程度その最大公約数みたいなものを集約しながらやっていかざるを得ないだろうと。そのときに行政区というものは権限もありますし、非常にいい組織ではないかなというふうに私は思います。

○岩田邦泰委員 お考え分かりました。

あと、もう一つ。福祉計画ですか、例に出していただいた74ページの包括的相談支援体制、ここでは中学校区という切り口で書かれています。以前、別の会のときに中学校区イコール大体協働センターのエリア、イコール自治連ぐらいの感じという話はしていただきました。そういったところのほうがより細かく地域を理解しているエリアなのかなと私などは思っているところもあるものですから。太田委員のお考えということで、そこは一応理解はいたしました、別の考え方もありますというお話です。

○森田賢児委員 関連になりますが、太田委員にお尋ねしたいと思います。

正直、先ほど来のあらゆるテーマから区の開わりを考える上で、個人的にはあまり区との開わりというのはいじりたくないというのが正直なところなんです。例えば、空き家に関しても、都市計画に関しても、個人的には区の開わりはあまり見いだせずにいるのです。でも、先ほど太田委員がおっしゃった全体最適のものと部分最適なものがある、これはそのとおりだと思っています。先ほど説明の中で、例えば部分最適の部分でいうと、コミュニティソーシャルワーカーということが出ましたが、例えば全体最適、部分最適を考える上でも、区があるからそうなっているものと、ある程度整合性、また合理性があるから区によって分けられているものが混在していると思うのです。例えば部分最適だからこそ今優れているもの、コミュニティソーシャルワーカー以外にあれば教えていただきたいと思います。

○太田康隆委員 地域福祉計画に関してでしょうか。

○森田賢児委員 全般で。

○太田康隆委員 人口80万人で一つの固まりを運営していこうとするときに、必ずランチが必要になってくると思うのです。企業を見ても、全体を一つの部署でやっているというのは効率的ではないですね。先ほど言ったとおり、人がそこに住んでいるということが大前提で自治行政があると私は思っています。その人たちをどこかへ移住させることを前提としているのであれば、それで構わないのだが、住んでいる以上、やっぱりその住んでいるというエリアを考えながら、行政の最適な組織を考えていかなければいけない。そのとき、政令市には区というツールがあるので区を使えばいいと思いますし、あるいは区を使わないで支所というような形もあるのかもしれないですね。そうすると、支所にどれだけの権限を与えて、支所で何をやるということを議論しない限り機能していかないわけです。これからそういう議論になっていくと思いますが、少なくとも浜松市一市で全てをやるということは事実上難

しい。それぞれの分野でそういうことが言えるのではないかというふうには思います。

○森田賢児委員 ありがとうございます。

例えばどの計画でもいいのですが、達成できているものとそうではないものがあると思うのですが、個人的な所感では、時代が目まぐるしく変わったということは思うのです。その最たる例が人口減少だと思っていて、例えば天竜区で空き家の発生率としては一番増えているという現実がある中で、私は今後ある程度人口減少を受け入れつつ考えていくほうがいいのかと思います。今後、深めていければと思います。

○高林修委員長 後の行程でまたぜひ御発言をよろしくお願いします。

ほかございますでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 すみません、では1点、私から。

資料9のこの条例なのですが、ちょっと勉強不足であれなのですが、議員提案ということでした。多分5期以上の議員の方は御存じだと思うのですが、答えが難しければ結構なのですが、平成20年6月12日という日付は合併の後ですよ。この条例を議員提案された何か背景みたいなものがあるのですか。

○太田康隆委員 幾つかあると思います。この条例を条文化するように議会で動いたのは平成19年で、平成20年の5月定例会で制定にこぎ着けたということで、1年ぐらいもんでいます。平成19年度に政令指定都市になるときに議会の関与を深めたいということから始まりました。

それから、全国的な動きとして、当時、基本構想の策定が義務ではなくなるというような動きがあって、今は任意ですよ。そういう地方にある程度任せるみたいなのがあって、それ以前の議会の関与というのは基本構想を策定するところだけだったのですが、そうすると分からないじゃないですか。特に分野別計画については、合併直後だったので、地域ごとの要望も結構強いときでしたので。そういうことがあってつくろうと。

もう一つちょっと打算的な理由として、議員提案の条例が浜松市議会になかったのです。それはぜひつくりたいねという。

○高林修委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、次にナンバー3各種計画のゾーニング図等における行政区界について、まずは①から⑤について当局から説明をお願いいたします。

○都市整備部参事（都市計画課長） 資料の3の①です。

これは、浜松市都市計画マスタープランに示す将来都市構造図です。先ほど来お話のあった浜松市都市計画マスタープランについては、平成22年度に策定しているものです。都市計画マスタープランの目的については、市として市域を対象に総合的・一体的なまちづくりを進めていくためにまちづくりの将来ビジョンやあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活や経済活動等を支える諸施設の計画等を示した都市計画に関する基本的な方針です。

この将来都市構造図については、都市を取り巻く現状や課題を整理して、全体構想として基本理念や将来都市像を定めた上で、それらを実現する姿として、将来都市構造図として示しているものです。

図面には様々な記号や印が記載されていますが、凡例に示しているとおり、市域を対象として、土地利用の基本区分として、都市全体としての開発・保全のバランスと地域特性の視点で、主に市街化区域

として市街地、それから、市街化調整区域として郊外地、それ以外を中山間地として示しているものです。また、拠点としては、都市や地域の中心、あるいは産業の中心となる6種類の拠点を市民の暮らしと都市活力向上の視点で配置したものを示したものです。

さらに、公共交通と連携し、土地利用を展開する都市軸を図面上ではオレンジの軸で示しています。

それから、市域資源を活用する区域を帯といたしまして、都市の緑の帯として緑色の帯、水辺の帯として水色の帯、産業活力創出の帯として青い丸印、観光資源活用の帯として紫色の丸印の帯でそれぞれ示しています。

それから、ネットワークとして、各拠点を公共交通で結ぶ拠点間ネットワークとしてオレンジの点線、それから、道路ネットワークとして黒実線で示しているものです。

この資料については、それらに加えて、青い線で現在の行政区界を示したものです。

○土地政策課長 続いて、資料3の②です。

ただいま説明がありました現在の都市計画マスタープランの下部の方針になります。市街化調整区域における開発許可制度の基本方針ということです。現在、手元にある資料のほうは、立地誘導地区の計画図ということで、本市は、人口減少、高齢社会を迎える中でも、合併により多様な地域性を抱える都市になってきたことで、市街化調整区域であっても、政策的な土地利用誘導が必要になってきたということで、保全する区域と開発を許容する区域を区分して分野別におおむねの政策的な誘導の計画を図化したものがこの図面です。

黄色い円で示した工場立地誘導地区については、本来、工場立地については計画的にされるのですが、工業用地不足の状況から、市街化調整区域への立地はやむを得ないものと考え、工業用地確保までの措置として、工業系用途地域や既存工場集積地の周辺、幹線道路沿線など、比較的居住の少ない地域に立地誘導をしています。

また、緑の円で示した観光立地誘導地区については、観光地の多くが市街化調整区域に存在していることから、観光資源である浜名湖等の景勝地や既存観光施設周辺を中心に立地誘導しています。

その下の赤い線ですが、流通業務立地誘導地区ということで、交通拠点の多くが市街化調整区域に存在していることから、流通業務の性格上、市街化調整区域の立地はやむを得ないものと考えており、幹線道路の平坦部やインターチェンジ周辺などへの立地を誘導しています。

次に、青色です。国道152号、浜松環状線内側については、これまでの都市制度変遷の中で既に様々な商業施設が立ち並んでいる状況にあります。また、雄踏街道沿線の一部の区間については、北側が市街化区域、南側が市街化調整区域という少しいびつな土地利用構造になっていますので、この2路線について、浜松環状線の内側は、沿道商業路線化している現状をやむを得ず追認するもので、地域指定しているものです。

○都市整備部次長（交通政策課長） 資料3の③については、先ほどの資料2-1の公共交通ネットワーク図の都市計画区域の部分を拡大したものです。したがって、内容は先ほど説明したものと同様です。

○産業振興課商業振興担当課長 資料3の④について御説明させていただきます。

策定の目的は、本市の商業集積の在り方を明らかにし、無秩序な大規模商業開発を抑制し、開発と保全の調和の取れたまちづくりを目指すものです。そのため地域ごとに望ましい商業集積の形成を図るため、現状の商業集積を考慮しつつゾーニングを行い、各ゾーンの商業集積の在り方と都市計画の用途地域との整合性を図りながら取りまとめたものがこのゾーニング図になります。

具体的には、市内を6種類のゾーンに区分しました。赤字で書いてある高度商業集積ゾーン、黄色の広域集客ゾーン、緑字で書いてある地域拠点ゾーン、オレンジの生活圏密着ゾーン、紫で書いてある観光地型商業集積ゾーン、あと、色がなところはゾーン分けされないその他の地域ということで、各箇所における都市計画の用途地域により立地可能な集客施設の面積上限を定めるものです。ここで言う集客施設とは、物販店舗、サービス店舗、レストラン、音楽ホール、映画館等を対象としています。集客施設の面積条件としては、例えば市中心部の高度商業集積ゾーン内の商業地域、近隣商業地域においては、面積制限はなし、郊外のゾーン分けされていないその他の地域においては、いずれの用途地域においても集客施設として使用している部分の床面積の合計を5000平米以下にするなど、誘導規制を分かりやすく色分けしたものがこのゾーニング図になります。

○市民部参事（スポーツ振興課長） 資料3の⑤になります。

こちらは、ビーチ・マリンスポーツ事業化計画です。平成30年12月に策定しています。

計画の目的ですが、ビーチ・マリンスポーツを推進していくために、湖とか砂浜を活用している競技、それから、海岸線とかの利用実態の現状分析を通して、今後の施設整備の方向性とか観光面などのビジネスモデルの事業化といったものを計画したことになります。

お手元の資料はそのゾーニングを示したもので、浜名湖、それから遠州灘における9つの地区でどういった事業を推進していくかといったものを示したものになっています。また、緑の線で現在の区割りを示しています。

○高林修委員長 それでは、波多野委員から資料の請求趣旨を説明してください。

○波多野巨委員 今回のこのゾーニングと区界を入れていただいたものは、まずは図から区がどのように見えるのかということ概要でもいいので確認をしようということと要求させていただきました。そもそものところというと、皆さん資料として持っている合併・政令市の検証の11ページに書かれているように、区割りについて検討していく上で、12の留意点と4つの考え方というものの下に、今の7区というのは形成されました。留意点としては、人口規模だとか地形・地物だとか地域コミュニティーだとか様々ありますが、それは検証の時点でやっていますので、それをあえて現在のそれぞれの計画と照らし合わせたときにどうかというものを見える化して、感覚的にも持っていただければということと要求をしました。

一番のメインとなる計画は、先ほど太田委員からも説明があった基本構想「1ダースの未来」になると思うのですが、それと並列して都市計画マスタープランがあり、都市計画マスタープランで言えば、そもそもは国土利用計画、国のものがあって、県のほうの都市計画マスタープランもあって、それに適合する形で浜松市都市計画マスタープランが策定されているということです。そういう中で、今まで行程2-1のところでは区とはとか、2-2では区のあるべき理想の姿をやってきました。2-1では、平成26年の地方自治法の改正が住民自治、区の役割を拡充して、住民自治を強化するという趣旨の下にということと区役所の事務分掌を考えなさいというようなところでしたが、あまり考えられませんでしたねという確認をしました。あるいは2-2の区のあるべき姿ということとでは、都市内分権は進めていくのだと、そして住民自治も本市では強化をしていく、そういう中で区、区長の権限では、こういった形のワンストップ化、これは今後の検討となると思いますが、ワンストップ型の総合行政というものがあるのか。都市内分権、それから住民自治の強化推進をしていくためのものが区、区長、区役所というようなところが押さえられたかと思えます。

それを踏まえて、この区界を入れていただいたものがどういった一致があるかという部分では、先ほ

ど森田委員もおっしゃっていましたが、明確に区境と区というものがどう上位の計画となっているかというのはなかなか見えにくい部分があるかと思います。先ほど交通政策課長からも、今後マスタープラン、それから総合交通計画を策定していく中では、全市としてのゾーニングを考えていって、区というものの意識を特には置かずに考えていくというようなお話もありました。

ですから、そういうような状況の中で、今まで区とは何ぞや、それから、区のあるべき姿というものを議論していく中で、今後どういう事務分掌を区役所がやるべきなのかというようなところを考えるきっかけになればと思って資料請求をさせていただきました。

もう少し申し上げますと、資料3-⑥を御覧ください。

これは観光コンベンションビューローのほうで出している浜名湖ロードマップ、要は観光地だとか様々施設が入ったものです。それに区界を赤線で記させていただきます。ですから、この中には、中区で言えばアクトだとか、スポーツ施設なども入っていますし、水泳場や館山寺、パルパル、上のほうへ行って龍潭寺だとか、気賀関所だとか様々なものが入っています。

ではこれを見ていただいたときに、今日、請求をさせていただいた資料4を見ていただきたいのですが、これは区役所費等決算額で、区役所費は区の独自予算、例えば、ここに書かれているような直接財務部局へ予算要求して実施する地域力向上事業、あるいは自治会への補助というものと、区配分予算、本庁各課から区へ配分される予算があります。これは平成30年度の決算ですが、1ページ、区振興課から始まるわけですが、そのA経費を見ていただくと、各区独自の事業だとかが書かれています。例えば東区での俳句の里づくり事業、中野町煙火大会、それから、いなさ人形劇まつり、森林のまち童話大賞など、地域の特色あるものが入っています。

5ページ、まちづくり推進課のA経費を追ってみますと、西区の浜名湖うなぎまつり開催事業だとか、姫様道中、三ヶ日花火大会、はまきた飛竜まつり、万葉まつり、鹿島花火大会などといったものが入っているのですが、総じてこれ見ていただくとお分かりになると思いますが、区として、区役所費として独自に考えるものとしては、先ほどの都市計画マスタープランがベースになっている立地誘導地区、あるいは総合交通計画、それから商業集積ガイドライン、あるいはマリンスポーツ事業化計画だとかというよりは、このロードマップに書かれている地域をどういうふうに生かしていくかという拠点、観光施設も含めてですが、そういったものが多く利用されているというのが今の決算からは分かるかなというふうに思います。

そして、資料5として、浜松市区役所専決規程というものがあります。これは、区長などそれぞれの区で専決がどれくらいどんなものがあるかというものを規定しているものなのですが、その7ページを見ていただくと、財務に関する事項というものがあります。ずっと見ていきますと、8ページの需用費のところ、この項目の左から2番目が区長のところになるわけですが、修繕料800万円未満、あるいは、その他として1500万円未満といったものや、委託料として工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理5000万円未満だとか、あるいは9ページで工事請負費では5000万円以上1億5000万円未満など、専決においても区長に様々な権限が与えられているものがあります。先ほどの区役所費等決算額でも見ていただいたとおり、区が様々な活動をしているという部分においては、地域のにぎわいをつくるだとか、あるいは伝統芸能を守る、あるいは活性化するという部分が多くなっています。

そういったことから、前回も申し上げましたが、資料「今後の住民自治、行政サービスのあり方、新たな行政区、行政サービス提供体制」の別紙1、業務の性質分類結果のところ、総合的な判断が必要なものと、それと相対する軸として、現場対応が必要なもの、そして、縦軸として、地域の個性を重視す

るもの、その反対の軸として、一体性を重視するものというところに浜松市の課ごとのプロットがされています。今まで議論をしてきた行程2-1、2-2を踏まえた中で、先ほど松下委員のほうからは都市計画というか、まちづくりというものも市民が関わってというようなお話がありました。どの業務をどこでやっていくべきなのかというところが今後の大きな肝になってくると思いますし、現在の区の関わりという部分では、現在のマスタープランには区の計画があります。そして、合併のとき、2007年から2014年までの浜松市総合計画、前期4年、後期4年のものでしたが、こちらにも市全域のものだけではなく、122ページから各区分別の計画というものがあって2014年、平成26年までやってきました。その後、バックキャスティング、30年後の理想の未来の姿ということで、「1 ダースの未来」というものが掲げられていますが、今後、区の役割だとかを考えていくときに、どこまで何をどの拠点に落とし込んでいくかということこそが本来考えられなければならないところだと思っています。浜松市の地域特性としては、国土縮図型ということをよく言われます。中山間地から都市部、沿岸部、農業、漁業、工業、商業、様々なものがある中で、画一的なものというよりはこういった形で地域に合わせていくのかということも今後考えるべき課題ではないかということで、確認のために、今日この資料を請求させていただきました。

○高林修委員長 今、ナンバー3、4、5にわたって波多野委員から御説明がありました。各担当課にまず質疑があればお願いをしたいと思います。下のほうの市民協働・地域政策課とか人事課も含めて、質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。

○岩田邦泰委員 そうしたら、将来都市構造図でちょっと質問させてください。

まだ計画段階だとは思うのですが、篠原地域に例えば野球場ができるという話になると、あそこは遠州灘海浜公園の一部になっていて、この中に中田島地区は観光拠点として書いてあるのですが、これからそういった計画もいろんな検討がされてくる中で、その状況が変わればその段階で内容もまた変わったものが出てくるという意味合いでよろしいでしょうか。

○都市整備部参事（都市計画課長） この都市計画マスタープランは、先ほど説明したように平成22年に策定したものです。都市計画マスタープランは定期的に見直し、改定するという考え方で、現在内容について整理しているところですので、この将来都市構造図につきましても、見直しの中で、必要な社会情勢、あるいは施策の展開等を受けて改定するというところで考えています。

○岩田邦泰委員 その段階になったら速やかにというふうに思っていればいいですね。

○都市整備部参事（都市計画課長） この改定に当たりましては、市民の皆様、それから、議会へ説明した上で必要な見直しをまいります。

○酒井豊実委員 将来都市構造図ですが、これは7つの区役所がそれぞれ入っていると思われ。基本的には7つの区がある、それを維持する、発展させるという前提の下に、この将来都市構造図がつくられているということか。また、区、区役所が減るときには、この構造も変わっていくという認識でいいのか伺います。

○都市整備部参事（都市計画課長） この平成22年の将来都市構造図については、当時合併をした後の最初の都市計画マスタープランです。その中で将来都市構造図の拠点としては、基本的には旧市町の中心を重点的に拠点として位置づけているものです。今後、将来都市構造の考え方としては、人口減少だったり社会情勢の変化を受けて、必要な見直しをしていきたいという考えの下に、基本的には行政区にとらわれず、そういった情勢を的確に捉えて、拠点を含めて都市構造的なものについては整理をしていきたいと考えています。

○酒井豊実委員 この間、合併以来の様々な社会経済情勢や自然災害の状況を受けて、国のほうでも計画をこんなふうに見直していきなさいということが一部では示されています。先ほどの内水面氾濫の問題もそうですし、今のコロナの問題でも、都市の本質が密そのものと言いますか、資本を集積させて、そのメリットを最大限に生かすということが都市の論理だというふうに思っていますが、それに対してかなり否定的な、見直せということの流れが起きてきつつあるわけです。やはりそのところはもう1回冷静に見る必要があると私としては思っています。今の都市構造、それからマスタープラン見直しの方向性をさらに時間をかけて練っていくということに対してはどんな認識なのか。もう既定のスケジュールで新たな策定を進めていくということなのか、確認をしたいと思います。

○都市整備部参事（都市計画課長） 基本的なスパンとして、5年のスパンで都市計画マスタープラン、それから、いろいろな都市計画について、定期見直しを行っていますので、委員のおっしゃられるようないろいろな視点、考え方に照らして、その都度、資料の見直しをしていくというふうに考えているところです。

○酒井豊実委員 ひとつの浜松ということを中心に、今、様々な計画、都市計画もいっていると思うのですが、合併時のスタートは、クラスター型、ブドウの房ということが中心にありました。都市計画についてはどういう路線でいっているのか。ひとつの浜松であってクラスターではないということであるのか確認させてください。

○都市整備部参事（都市計画課長） 先ほど説明したように、基本的には市域を対象として大きく都市計画区域を定めています。それについては、過去の4つの都市計画区域を1つの都市計画区域にしたという経緯の中で、都市計画の考え方としては、その一つの都市計画区域の中で必要な整理をしていくというふうに考えているところです。

○高林修委員長 まだ資料3、4、5に関して全部終えたということではないと思いますが、すみません、3密の状況で2時間以内というふうに私の頭の中であるものですから、行程2-3、市の各種計画と区の間わりの確認についてはもう少し時間が必要と思われるので、本日はここまでとして、改めて協議の場を設けることといたします。

資料3、4、5についての質疑応答は次回もやりますが、今日お配りした資料をぜひ読み込んでいただいて、行程2-3の市の各種計画と区の間わりについて、もう一度皆様の御意見をまとめてきていただければと思っています。

今回は、5月22日金曜日午後1時半から委員会を開催し、引き続き協議をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:29